

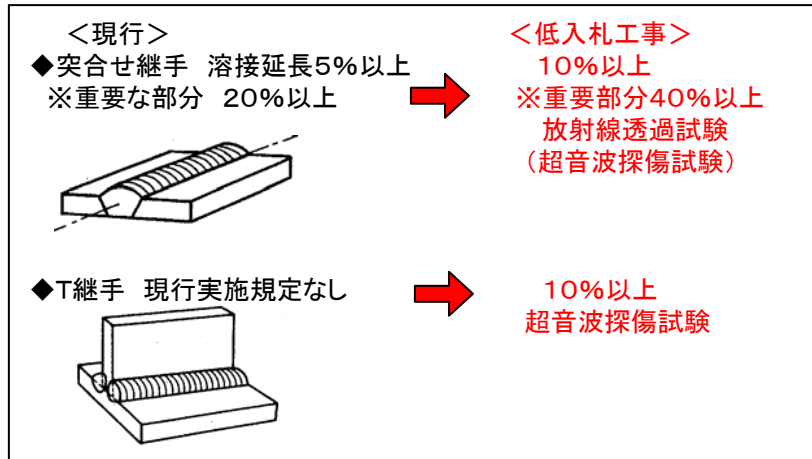
土木機械設備工事における品質確保等の対策の概要（低入札工事）

平成18年9月21日付け、建設施工企画課長通知

☆国土交通省全体・各地整等の新実験計画等を基本とし、土木機械設備工事の特性を踏まえ、**施工管理、監督・検査等の強化による品質確保等の対策を実施するもの**

【1. 溶接における施工管理の強化（非破壊試験の拡大）】

- ・鋼構造物の品質 → 溶接の仕上がりが強度に大きく影響
- ・非破壊試験の頻度 → （低入札工事）**現行基準の2倍の頻度**に拡大



【2. 溶接における監督・検査等の強化（非破壊試験の拡大）】

- ・段階確認、検査時等に**非破壊検査を実施**（発注者）

【3. 工場製作段階における施工体制の確認等】

- ・工場の仕上がりが工事の品質に大きく影響
 - ・工場遠隔地の場合が多い → 製作途中の立会は困難な場合多い
（製作状況や製作場所の確認が困難）
- ↓
- ・着手前に工場管理体制等の一層の明確化（書面による提出など）
 - ・購入品、外注品の調達先等の一層の明確化（書面による提出など）
 - ※段階確認、検査時等に**重点調査資料、施工計画書等との整合を確認**

【適用時期】・平成18年10月1日以降に入札手続きを行う工事から適用

【機械工事施工管理基準(案)】 現行基準(低入札工事以外)

第213条 放射線透過試験

1. 水門扉主要構造部および放流管の突合せ継手は溶接延長の**5%以上**の試験を行うものとする。
2. なお、水門扉主要構造部および放流管のうち、特に新しい材料、高水圧水門（設計水深25m以上）、複雑な構造物などの重要な突合せ継手は溶接延長の**20%以上**の試験を行うのを標準とする。
＜以下省略＞

第214条 超音波探傷試験

1. 構造上重要な溶接継手箇所では放射線透過試験が、適切に実施できない場合は、超音波探傷試験によるものとする。
＜以下省略＞
- ※T継手部の非破壊試験の規定はない

【今回課長通知】 低入札価格調査制度対象工事に適用

- (1) 突合せ継手については、突合せ溶接延長の**10%以上**について放射線透過試験を行うものとする。
但し、水門扉主要構造部および放流管のうち、特に新しい材料、高水圧水門（設計水深25m以上）、複雑な構造物などの重要な突合せ継手部は、突合せ溶接延長の**40%以上**について放射線透過試験を行うものとする。
なお、放射線透過試験が適切に実施できない場合などは、超音波探傷試験を代替方法とすることができる。
- (2) 主要構造部の**T継手溶接部**については、当該継手溶接延長の**10%以上**について超音波探傷試験を行うものとする。

【機械設備工事の監督及び検査に関する基準類】

- ・非破壊試験に関して立会頻度（回数）等の具体の明示なし

【今回課長通知】

- ・非破壊試験に関して立会頻度等を明示